

平成27年度 第3回 富士見市都市計画審議会 会議録

会議日時	平成28年3月29日(火)		開会 午前9時30分	閉会 午前11時45分			
会議場所	市長公室	出席者数	委員定数14名中 出席者13名				
出席者	委員	1号	会長	木内芳弘	2号	委員	田中栄志
			委員	田中正伸		委員	加藤清
			委員	柳田政男		委員	金子勝
			委員	千種秀信		職務代理	川畑勝弘
		2号	委員	栗原昭	委員	梅田昌照	
			委員	中澤佳珠代	委員	世羅陽一郎	
					委員	田中聰行	
臨時委員	なし		参考人	なし			
幹事	新井健司						
事務局職員及び説明担当員	【事務局職員(まちづくり推進課)】 細田課長、中村担当課長、高橋副課長、室本主事、飛田和主事						
欠席委員	渋谷貞男						
議長	木内芳弘	担当書記	室本翔平				

<b>会 議 事 項</b>	
<b>1 開 会</b>	新井 幹事
<b>2 会長あいさつ</b>	木内 会長
富士見市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長にあたる。	
委員の出席状況報告。委員14名中13名が出席により、富士見市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の会議が成立。	
富士見市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱い要領に基づく傍聴者は、0名であることを報告。	
<b>3 会議録署名委員の選出</b>	
富士見市都市計画審議会条例施行規則第8条第2項の規定により、会長が会議録署名委員に「栗原委員」と「金子委員」を指名。	
また、本会議は原則公開であることが会長から述べられ、会議の公開について審査を行ったところ、非公開とする案件「なし」で進行することを了承。	
<b>4 議 事</b>	
(1) 事前説明	
①富士見都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について (県決定)	
②富士見都市計画 区域区分の変更について (県決定)	
事務局から別添資料により変更の概要について説明。	

## 会 議 事 項

### 質疑応答

委員：資料3-10（旧）（6）にある「低炭素型まちづくり」が削除された意図は何か。どこかに同等の意味合いの記述があるのか。無いのであれば、記述した方がよいのではないか。

担当：都市計画でいう「低炭素型まちづくり」とは、国が進めているコンパクトなまちづくりのことであり、公共交通の利用促進により歩いて暮らせるまちづくりを目指すものである。今回の見直し案に「コンパクトなまちの実現」という項目があり、その中で「低炭素型まちづくり」の考えが含まれていると考えている。

委員：今回の案件について、ふじみ野市・三芳町も同じタイミングで審議され、2市1町と埼玉県で作成し、変更するということでよいか。

担当：その通りである。

委員：資料3-6について、新旧で「産業の規模」の構成に違いはあるか。また、保留フレームとは何か。

担当：産業の規模の構成について県に確認したところ、これまで（第6回見直しまで）は国の考えにより、工場の製品出荷額を指標に推計をしていたが、埼玉県では工場だけでなく物流倉庫の立地が多いため、物流業のフレームがより反映できるよう、製造業と物流業を併せた県内総生産額を用いたと聞いている。

保留フレームとは、市街化区域面積（おおむね2,018ha）で今後開発に伴う人口増を保留しているということである。

委員：資料2-4「産業の規模」の総生産額（卸売業+小売業）については、ららぽーと富士見が開業したこともあり、増加すると思うのだが、減少している理由はなにか。

担当：埼玉県では平成14～23年の実績を用いて推計しており、ららぽーと富士見は平成27年4月開業のため、推計に含まれないためである。

委員：資料3-6（旧）「産業の規模」の商品販売額は（新）「産業の規模」に含まれているのか。

担当：県に確認する。

会 議 事 項	
委員：資料２－４「２区域区分の方針」について、各項のなお書き部分は最初に書いたほうがわかりやすいのではないかと。	
担当：県に確認する。	
委員：保留フレームの「保留」とは、開発の余地があるということか。	
担当：その通りである。	
委員：資料２－３の「中心拠点」「生活拠点」について、駅周辺が拠点という考えでよいのか。また、「まちの顔」とは何を指すか。	
担当：その通りである。「中心拠点」は現在区画整理施行中である鶴瀬駅東口・西口のことである。「まちの顔」については、区画整理事業完了後の効果をどのように活かしか、今後検討していくこととなる。	
委員：資料２－３<記述のポイント>の「観光・交流拠点」について、難波田城・水子貝塚公園等を「観光・交流拠点」として２市１町で結んでもらいたい。	
担当：原案に記述はできないが、市町間にまたがるため、これからの課題とする。	
委員：資料２－５、資料３－７の「商業地」について、なぜ配置する理由が変わっているのか。	
担当：全県的に統一された文言なので、変更した理由を県に確認する。	
委員：原案について理解が難しいため、逐条解説の様なものが別紙であれば理解しやすい。	
担当：１７条縦覧の際に別紙として用意できるか県に確認する。	
委員：資料２－１６（２）「主要な緑地の配置の方針」で河川を「核」と位置付けているが、「形成軸」ではないのか。	
また、<自然環境の保全>で河川を保全するとあるが、河川は公有地であり、もともと保全されるものであるから、その表現は正しくないのではないかと。また、河川敷で民間所有の土地はあるのか。	
担当：「核」と「形成軸」の考え方については、県に確認する。また、河川敷の民間所有地については、河川区域内に民地は存在するが、富士見市の河川区域内で存在するかは把握していないため、併せて確認する。	

## 会 議 事 項

委員：原案は何年を基準にして将来を見込んで作成したのか。

担当：平成28年（見直し年）からおおむね20年後の都市像を展望し、区域区分（人口や産業の規模）については、平成22年を基準とし、10年後の平成37年を目標年次としている。

委員：資料2-3の拠点について、富士見市のゾーニングとの整合性をどう図っていくのか。

担当：富士見市総合計画では今後も市役所周辺を中心拠点としていく予定である。県に市役所周辺が中心拠点だとアピールしているが、市街化調整区域であるため記述できなかった。同様に三芳町役場も市街化調整区域であるため、記述できていない。

以上の質疑を経て、事前説明を終了。

## 5 その他

### (1) 事務局報告事項

①平成27年度第1回都市計画審議会（平成27年8月24日開催）で諮問（県知事）・答申した「富士見都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」に関して状況報告。

②平成27年度第2回富士見市都市計画審議会（平成27年11月16日開催）で事前説明した「富士見都市計画生産緑地地区の変更について」に関して中間状況報告。（現況写真配布）

③今回の事前説明の案件の今後のスケジュールについて、都市計画案の縦覧を4月12日から4月26日、富士見市都市計画審議会（諮問）を5月中旬から下旬、都市計画決定（変更）の告示を7月下旬に行う予定であることを報告。

## 7 閉 会 新井 幹事